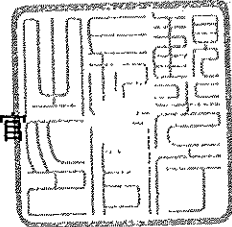


観 産 第 8 3 号

平成25年5月21日

都道府県知事 殿

観光庁長官



地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業の実施について

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に基づく構造改革特別区域（以下「特区」という。）制度に関して、本日、特例措置の内容を定めた「構造改革特別区域基本方針」（以下「基本方針」という。）の改定が閣議決定されたところです。

各特例措置については、今後、地方公共団体から内閣総理大臣あて認定申請された構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）が、関係大臣の同意手続きを経て認定されることによって、適用されることとなります。

このような中、基本方針に掲げられた特例措置の一つとして、「地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業」が位置づけられたことから、その具体的な取扱いを下記のとおり定めますので、本特例措置（以下「事業」という。）について、貴都道府県におかれましても一般社団法人日本旅行業協会、一般社団法人全国旅行業協会非加盟の第2種、第3種、及び地域限定旅行者に対して周知徹底されるとともに、事務取扱いに遺漏なきようよろしくお願いいたします。

記

1. 事業の概要

地方公共団体が、地域限定旅行者が選任する旅行業務取扱管理者について、営業所への出勤状況、兼任する他業種の業務に従事している間も旅行者から依頼があれば速やかに当該旅行業務取扱管理者に連絡を行うための体制の構築状況等を総合的に勘案して当該旅行業務取扱管理者の業務を行うことに支障

がないと認めて内閣総理大臣に特区計画を申請し、認定された場合には、認定された特区の区域内に存する地域限定旅行業者の営業所においては、地域限定旅行業者が選任する旅行業務取扱管理者について、他業種との兼任を認めるものです。

なお、「旅行業務取扱管理者の業務を行うことに支障がない」とは次の全てを満たす状態をいいます。

- ① 1日のうちあらかじめ決めた時間帯に営業所に出勤する等により、旅行業法（昭和27年法律第239号）第11条の2第1項及び旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）第10条に規定する旅行業務取扱管理者の職務を行うことに支障がないこと。
- ② 営業所に不在の場合であっても、電話等による連絡体制を構築し、旅行者からの依頼があれば速やかに旅行業務取扱管理者から説明を行うことに支障がないこと。

2. 遵守事項

事業の適用を希望する者（以下「対象旅行業者」という。）は、事業実施に当たって次の事項を遵守するものとします。

- (1) 対象旅行業者が特区計画認定申請の時点で地域限定旅行業の登録を受けていない場合は、地方公共団体から認定申請された特区計画が内閣総理大臣によって認定された後に、旅行業の登録を受け、事業を実施することができますが、この場合、地域限定旅行業の登録申請の際に、特区計画認定を申請中である旨又は申請の見込みがある旨を主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に申し入れること。
- (2) 対象旅行業者は、事業を実施するに当たって、特区計画認定申請の際に特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に記載された、「旅行業務取扱管理者の業務を行うことに支障がない」と認めた根拠（当該旅行業務取扱管理者の勤務形態、営業所と兼任する他業種の職場との位置関係、当該旅行業務取扱管理者が営業所に不在の場合の連絡体制等）の内容を遵守すること。
- (3) 対象旅行業者は、上記2（2）の内容に変更が生じると見込まれる場合には、特区計画の変更の申し出を行う地方公共団体に速やかに申し入れること。

3. 事業の中止

事業は次のいずれかに該当する場合は中止します。

- (1) 対象旅行業者が、上記1の①②の要件のいずれかを欠き、「旅行業務取

扱管理者の業務を行うことに支障がない」と認められない場合。

(2) 対象旅行業者が、上記2の各事項を遵守せず、事業が円滑かつ適正に実施することができない状態に至った場合。

(3) 対象旅行業者より事業実施の中止の申し入れがあった場合。

以上